

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年10月7日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部原子力安全対策課

電話番号 054-221-3735

3 入札に付する事項

(1) 入札番号

危原第66号

(2) 業務名

令和7年度車両用ゲートモニタ保守点検業務委託

(3) 業務概要

原子力安全対策課の所有する車両用ゲートモニタの保守点検を実施する。

(4) 委託期間

契約の日から令和8年3月6日（金）まで

4 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「32計測測定機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる事項等を証明する書類を令和7年10月16日（木）正午までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

6 入札説明書等の配布期限、配布場所

(1) 配布期間

公告の日から令和7年10月16日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。（ただし最終日は午前9時から正午まで）

(2) 配布場所

上記2に同じ。

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

公告の日から令和7年10月16日（木）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。（ただし最終日は午前9時から正午まで）

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 物品購入等競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(3) 提出場所

上記2に同じ。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年10月20日（月）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

8 入札執行の日時、場所等

(1) 日時 令和7年10月22日（水）午後2時

(2) 場所 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館5階危機管理センター東側

(3) その他

ア 電送による入札は認めない。ただし、県が必要と認めた場合に限り、郵送（簡易書留）による入札を可とする。

イ 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送による入札の場合はこの限りではない。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

11 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(2) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(3) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

(4) 詳細は、入札説明書による。

(5) その他詳細不明の点については、静岡県危機管理部原子力安全対策課（電話番号 054-221-2078）に照会すること。